

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

問い合わせ先

府中市農業委員会事務局 (☎ 4317215)

農業委員会法の改正により、農業委員の選び方が選挙から公募に変更されました。また、新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。

新しい農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。なお、農業委員と農地利用最適化推進委員は同時に推薦・応募ができますが、兼務はできませんのでご注意ください。

両委員共通の募集内容

対象	募集期限	応募方法	応募先
次の全てに該当する人 ▷府中市に住所を有している（例外あり） ▷府中市が設置する他の付属機関などの委員でない人 ▷府中市の職員でない人 ▷農業委員会法第8条4項に該当しない人 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは、その執行を受けることがなくなるまでの人	3月28日(火)	申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。自薦・他薦は問いません。申込書は、府中市農業委員会事務局、産業振興課、上下支所にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。郵送の場合は、府中市農業委員会事務局（〒726-8601 府中市府川町315）に送付してください。	府中市農業委員会事務局、産業振興課または上下支所

※受け付け期間の中間および終了後に、提出いただいた推薦・応募に係る書類をもとに、推薦者名、応募者名、職業、年齢などを市ホームページで公表します。

委員ごとの募集内容

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
募集人数	11人	12人
任期	7月20日から平成32年7月19日	7月20日から平成32年7月19日
活動内容	▷農地法の規定による農地の権利移動、転用の許可などの審議、決定および現地調査 ▷耕作放棄地の発生防止、解消に向けての調整 ▷農家からの相談対応および農家への助言・指導 ▷毎月開催する農業委員会総会および各種会議などへの参加	▷農地法の規定による農地の権利移動、転用の許可などの現地調査および農地の利用状況調査 ▷耕作放棄地の発生防止、解消へ向けての調整 ▷農家からの相談対応および農家への助言・指導 ▷必要に応じて農業委員会総会および各種会議などへの参加
報酬(月額)	▷会長…32,000円 ▷会長職務代理…28,000円 ▷委員…25,000円	23,000円
選出方法	候補者の審査を行い、市議会の同意を得て市長が任命します。	候補者の審査を行い、農業委員会で選出し委嘱します。

※両委員とも非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。

農地利用最適化推進委員の区域ごとの定数

地区	定数	担当区域	地区	定数	担当区域
第1地区	6人	上下町全域			
第2地区	2人	斗升町、行縢町、木野山町、阿字町	第4地区	2人	父石町、目崎町、上山町、荒谷町、出口町、府中町、本山町、府川町、鶴飼町、高木町、中須町、広谷町、元町、桜が丘、栗柄町、用土町、土生町
第3地区	2人	久佐町、河佐町、諸毛町、小国町、河面町、河南町、三郎丸町、篠根町、僧殿町			